

2004年1月26日
(平成16年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

公表することを目的とする個人情報の取扱いについて（答申）

2004年（平成16年）1月26日付けで諮問（第126号）された、公表することを目的とする個人情報の取扱いについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

個人情報を公表することについては、本人の同意を得た上で行うこととし、その取扱いについては、藤沢市個人情報の保護に関する条例の適用を受ける。

2 実施機関の職員の説明要旨

藤沢市の個人情報保護制度は、1988年（昭和63年）4月に藤沢市個人情報保護条例（昭和62年藤沢市条例第5号。以下「条例」という。）として施行し、市民のプライバシーを侵害することのないよう個人情報保護に努めるとともに、制度の両輪である情報公開制度に基づいて刊行物による情報提供も行ってきた。刊行物の中には、条例で定義づけている「個人情報」に該当する氏名等を掲載することがあるが、これらの情報については、公開することについて本人の同意を得るとともに、条例第33条第2項に定める「一般に公表することを目的として作成された個人情報」に該当し、条例の適用外としてきた。

また、インターネットを利用した電子掲示板や電子会議室では、公開することの同意を得た上で、氏名や発言内容等を公開してきた。これらの個人情報についても、同様の理由から条例の適用外としている。

しかし、一律に条例の適用外としてしまうと、「個人情報の取扱いにかかる業務の登録」規定が適用されず、個人情報の保護に欠けてしまう側面があることから、藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下

「改正条例」という。)では、条例第33条第2項の条文は設けていない。

その結果、公表することを目的として作成された個人情報については、改正条例の適用があるが、そもそも公表することが目的である市民電子会議室や電子掲示板の性質から、本人から同意を得た上で公表することとし、その取扱いについては改正条例第4条第5号のただし書イに準じて考えるということについて諮問をするものである。

3 審議会の判断理由

公表することを目的とする個人情報については、一律に藤沢市個人情報の保護に関する条例の適用外とするのではなく、今後それぞれの制限規定に該当した場合には、審議会に諮問をすることが必要である。

以 上